

○本宮市「広報もとみや」広告掲載に関する基準

平成19年1月1日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この基準は、本宮市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成19年本宮市告示第14号。以下「要綱」という。)に基づき、市が作成する広報もとみやへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置及び範囲)

第2条 要綱第6条の規定による市長が定める広告の掲載位置は、広報もとみやの表紙と最終ページを除く各ページ下1段とする。

(掲載規格及び広告掲載料)

第3条 掲載規格及び要綱第7条の規定による市長が定める広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

- (1) 各ページの下1段(横176ミリメートル・縦44ミリメートル) 20,000円
- (2) 各ページの下1段の2分の1相当(横86ミリメートル・縦44ミリメートル) 10,000円
- (3) 12か月連続掲載となった場合は、次のとおりとする。

前11か月連続掲載規格	12か月目掲載規格	12か月目広告掲載料
1段連続	1段	無料
	1段の2分の1相当	無料
1段の2分の1相当連続	1段	10,000円
	1段の2分の1相当	無料
1段及び1段の2分の1相当連続	1段	10,000円
	1段の2分の1相当	無料

(掲載内容)

第4条 広告のデザイン、内容等は、広報もとみやの公共性を損なうことのないよう広告主と調整して掲載するものとする。

(掲載の割り付け等)

第5条 掲載する広告の割り付けについては、広報担当主管課長が行う。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年1月1日から施行する。